

桶川市新型インフルエンザ等対策行動計画

(令和8(2026)年3月 改定)

桶川市

目次

はじめに	3
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	
第1節 感染症危機を取り巻く状況.....	4
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定.....	5
第3節 市行動計画策定の経緯.....	6
第4節 市行動計画の抜本的な改定.....	6
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	7
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	8
第3節 市行動計画の改定概要.....	10
第4節 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	11
第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	13
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目及び横断的視点	
第1節 市行動計画における対策項目	17
第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点.....	22
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組	
第1節 市行動計画の実効性の確保	24
第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	
第1節 準備期	25
第2節 初動期	27
第3節 対応期	28
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
第1節 準備期	33
第2節 初動期	35
第3節 対応期	37
第3章 まん延防止	
第1節 準備期	40
第2節 初動期	41
第3節 対応期	42

第4章 ワクチン	
第1節 準備期	43
第2節 初動期	48
第3節 対応期	52
第5章 保健	
第1節 準備期	56
第2節 初動期	57
第3節 対応期	58
第6章 物資	
第1節 準備期	60
第2節 初動期	61
第3節 対応期	62
第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保	
第1節 準備期	63
第2節 初動期	65
第3節 対応期	66
資料編 桶川市新型インフルエンザ等対策本部条例	69
桶川市新型インフルエンザ等対策本部に関する規程	70
用語集	72

はじめに

「桶川市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「市行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等の新興感染症が発生した場合に、市民の生命・健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小にすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第8条の規定に基づき策定する計画です。

本市ではこれまでも、市行動計画を策定するなど、新型インフルエンザ等の新興感染症に対する取組を進めてきました。

令和元（2019）年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2（2020）年1月、世界保健機関（以下、「WHO」という。）が原因ウイルスは、新型のコロナウイルスであると発表しました。

同年1月には我が国でも新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナ」という。）の感染者が確認されました。同年2月には、埼玉県でも最初の感染者が確認され、3月には市内1例目の感染者が確認されました。

その後、複数の感染の波をもたらし、感染が拡大する中で、市民生活及び市民経済に大きな影響を与え、この間、行政、医療関係者、市民、事業者等、国を挙げての対策が進められてきました。

令和6（2024）年7月、国は、新型コロナへの対応で明らかになった課題や、関連する法改正等も踏まえ、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指し、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）の抜本的な改定を行いました。

本市においても、政府行動計画の改定など関係する計画等と整合を図るとともに、本市を取り巻く状況を踏まえ、市行動計画の改定を行います。

次なる感染症危機に備え、市行動計画に基づき、自立的に平時の備えを万全にし、有事には感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、様々な社会資源やインフラ等と連携しながら迅速かつ着実に対策を実施してまいります。

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国での都市化や人口密度の増加、未知のウイルスの宿主となっている動物との接触機会の拡大等が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、未知の感染症が発生した場合には、瞬く間に世界中に拡散するおそれがある。

しかし、感染症の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することも不可能であるため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす可能性のある病原体として動物由来感染症（人獣共通感染症）も考慮する必要がある。ヒト、動物、環境の分野横断的なワンヘルス・アプローチの推進により、これに対応することが求められる。

さらに、既知の感染症でも薬剤耐性（AMR）を獲得することで、将来的な感染拡大によるリスクが増大することがある。こうしたAMR対策の推進など平時からの着実な取組により、将来的なリスクを軽減することも重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等により、ほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染力の程度によっては社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、県、市町村、指定（地方）公共機関及び事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置¹、緊急事態措置²等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

○市行動計画の対象となる感染症

（特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等）

新型インフルエンザ等感染症感染症法第6条第7項に該当する感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ ・ 再興型インフルエンザ ・ 新型コロナウイルス感染症 ・ 再興型新型コロナウイルス感染症
指定感染症感染症法第6条第8項に該当する感染症	<p>既知の感染性の疾病[*]であって、病状の程度が重篤であり、全国かつ急速なまん延のおそれがある感染症</p> <p>※一、二、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く</p>
新感染症感染症法第6条第9項に該当する感染症	<p>人から人へ伝染し、既知の感染性の疾病とは明らかに異なり、病状の程度が重篤で、全国かつ急速なまん延のおそれがある感染症</p>

¹ 特措法第31条の6第1項

² 特措法第32条第1項

第3節 市行動計画策定の経緯

国では、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に行うために、平成17（2005）年11月に政府行動計画を策定し、その後、平成20（2008）年5月の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」及び「検疫法」の改正により、平成21（2009）年2月には、その後の科学的知見を踏まえ、計画を抜本的に見直している。

埼玉県においても、政府行動計画を踏まえて平成17（2005）年11月に埼玉県新型インフルエンザ等行動計画（以下、「県行動計画」という。）を策定し、国の改定に合わせて、平成21（2009）年4月に改定している。

平成21（2009）年4月、豚インフルエンザウイルスを起因とする新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生し、WHOは、同年6月に警戒レベルをフェーズ6に引き上げて「世界的な大流行（パンデミック）」を宣言した。

我が国においても、同年5月に国内で初の感染者が確認され、本市は、同年10月に市行動計画を策定し、対策を講じてきた。この時の新型インフルエンザ（A/H1N1）は、感染拡大が続いたものの季節性インフルエンザに類似する点が多く、当時の国及び県の行動計画において想定した健康被害の程度とはかなり異なっていた。このような状況を踏まえ、県では、高病原性の新型インフルエンザへの対応に加え、重症度に応じた柔軟な対策が実施できるよう平成23（2011）年2月に県行動計画を改定し、それを受け、本市においても同年9月に市行動計画を改定している。

平成25（2013）年4月に特措法が施行され、同年6月に国は特措法第6条に基づき政府行動計画を策定した。埼玉県においても、政府行動計画を踏まえ、平成26（2014）年1月に特措法第7条第1項の規定により県行動計画を作成している。

本市においては、平成25（2013）年3月に桶川市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、また、県行動計画を踏まえて従前の市行動計画を見直し、特措法第8条第1項の規定に基づき市行動計画を改定し、対策を講じてきた。

第4節 市行動計画の抜本的な改定

令和6（2024）年7月、国は、新型コロナへの対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指し、政府行動計画の抜本的な改定を行った。

この政府行動計画及び政府行動計画を踏まえ令和7（2025）年1月に改定された県行動計画等と整合を図るとともに、本市を取り巻く状況を踏まえ、市行動計画の全面改定を実施する。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が世界のどこかで発生した場合、我が国、そして本市への侵入は避けられず、市民の生命や健康、生活や経済に大きな影響を与える可能性がある。新型インフルエンザ等は、長期的には市民の多くが患うおそれがあるが、患者の発生が一定の期間に偏ると、医療提供体制のキャパシティを超えてしまう事態が想定される。そのような事態を回避するため、感染拡大を可能な限り抑えることが必要である。

これを踏まえ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく³。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにし、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民経済への影響を軽減する。
- ・市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画等により、医療の提供の業務又は市民生活・市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

³ 特措法第1条

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験から、特定の事例に偏重して準備を行うことは大きなリスクを伴う。

そのため、市行動計画は、特定の感染症や過去の事例だけでなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症が流行する可能性も考慮し、発生した新型インフルエンザ等の特性に応じて様々な状況に対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国の対策を踏まえ、県等と連携し、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）（以下「病原体の性状」という。）、流行の状況などを考慮しつつ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性、市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画の中から実施すべきものを選択し、決定する。

○時期ごとの対策の考え方

時 期		対 策
準(平備時)	発生前の段階	発生前の段階では、医療提供体制等の整備や感染症対策物資等の備蓄、ワクチン等の供給体制の整備、市民に対する情報提供や市内企業における事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	国内で発生した場合も含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階(初動期)では、直ちに初動対応の体制に切り替える。新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということをも前提とした対策を策定することが必要である。
対応期	県内及び市内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
	県内及び市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、県、市、事業者等は相互に連携し、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。市は、地域の実情等に応じて、県や関係機関等と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。ただし、病原体の変異により再度対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることに伴い、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

第3節 市行動計画の改定概要

市行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処するため、あらかじめ感染症有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。感染症有事に際しては、国の基本的対処方針や市行動計画の様々な対策の選択肢を参考に対応を行っていくこととなる。

従前の市行動計画は、平成26（2014）年12月に策定されたものであるが、今般の政府行動計画や県行動計画の抜本改正に合わせ、市行動計画も初めてとなる抜本改正を行う。主な改正内容は以下のとおりである。

1. 想定される感染症

新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症等をも念頭に置く。

2. 時期区分の変更

記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実する。

3. 対策項目の充実

これまでの6項目から7項目に拡充し、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応やワクチン接種等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。

4. 実効性の確保

実施状況のフォローアップや必要に応じた改定を行うとともに、国、県及び市をはじめとした多様な主体の参画による実践的な訓練を実施する。

第4節 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市及びは指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備期に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき相互に連携協力し、的確かつ迅速な対策を実施する。この場合において、次の点に留意する。

1. 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

2. 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民経済への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、感染拡大防止と市民経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

3. 基本的人権の尊重

国、県及び市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たり、市民及び市内事業者の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする⁴。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗（ひぼう）中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因にもなる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよ

⁴ 特措法第5条

う取り組む。

4. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度やワクチン、治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5. 関係機関相互の連携協力の確保

桶川市新型インフルエンザ等対策本部⁵（以下、「市対策本部」という。）は、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部⁶（以下、「県対策本部」という。）と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

6. 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設、障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、感染症有事に備える。

7. 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、避難所施設の確保等を進めることや自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

8. 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

⁵ 特措法第34条

⁶ 特措法第22条

第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する⁷。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める⁸とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める⁹。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下、「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下、「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等対策本部¹⁰（以下、「政府対策本部」という。）で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2. 県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合、国が決定した基本的対処方針に基づき区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する¹¹。

⁷ 特措法第3条第1項

⁸ 特措法第3条第2項

⁹ 特措法第3条第3項

¹⁰ 特措法第15条

¹¹ 特措法第3条第4項

【埼玉県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定¹²を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関や宿泊施設等と検査等措置協定¹³を締結し、検査体制を構築すること等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備する。

また、措置協定の内容とともに、県行動計画で定める各対策の実効性を確保するため、埼玉版FEMAの訓練を毎年度実施し、関係機関との連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を確認するとともに、関係機関同士の顔の見える関係を平時から構築することにより、感染症有事の際の迅速な体制移行及び感染症対策の実行につなげることをとする。

さらに、感染症有事の情報収集体制を整備するとともに、関係機関と連携のもと、諸外国の先行事例や論文等の分析を含めた調査研究を行う。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市、感染症指定医療機関等で構成される埼玉県感染症対策連携協議会等を通じ、埼玉県地域保健医療計画¹⁴等について協議を行うことが重要である。また、感染症法¹⁵における予防計画¹⁶に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

【桶川市】

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村、関係団体等と緊密な連携を図る。

¹² 感染症法第36条の3第1項に規定に基づき、県と県内にある医療機関との間で締結される協定

¹³ 感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定

¹⁴ 医療法第30条の4第1項の規定に基づき、県が定める医療提供体制の確保を図るための計画

¹⁵ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

¹⁶ 感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症予防のための施策の実施に関する計画

3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

4. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき¹⁷、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5. 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（登録事業者）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める¹⁸。

6. 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる¹⁹ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

7. 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動など対策に関する知識を得るとともに、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の個人レベルでの感染

¹⁷ 特措法第3条第5項

¹⁸ 特措法第4条第3項

¹⁹ 特措法第4条第1項及び第2項

対策)を実践するよう努める。また、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等を備蓄するよう努める。

発生時は、発生状況や予防接種等の対策についての情報を得て、個人でも可能な感染対策を実践し、り患が疑われる場合は医療機関の受診ルールを守るなど感染拡大防止に努める²⁰。また、感染症に関する正しい知識を得て、患者等の人権を損なうことのないよう努める。

²⁰ 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目及び横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目

1. 主な対策項目

新型インフルエンザ等対策の主たる目的は、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」であり、これを達成するための主な対策は以下の7項目である。

- ①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
 ③まん延防止 ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資
 ⑦市民生活及び市民経済の安定の確保

○7項目別の主な対応（イメージ）について

	【初動期】 国内外で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した場合	【対応期】 ・（国内での）発生の初期段階 ・国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ワクチンや治療薬等による対応力が高まる時期 ・流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ●厚労省による新型インフルエンザ等発生の公表 ●政府対策本部の設置、基本的対処方針に基づく政策実施 ●県対策本部、県専門会議の設置、市対策本部の設置 	
②リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●迅速な情報提供・共有 ●双方向コミュニケーションの実施 ●偏見・差別や偽・誤情報の対応 	
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止等重点措置、緊急事態措置等による感染拡大防止の取組 	
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ●接種体制の構築 ●健康被害救済制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●副反応情報等の収集・提供
⑤保健	<ul style="list-style-type: none"> ●相談対応開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●県が実施する健康観察・生活支援の協力
⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> ●備蓄状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●備蓄・配置状況の確認、安定供給の要請
⑦市民生活・市民経済	<ul style="list-style-type: none"> ●事業継続に向けた準備の要請 ●新型インフルエンザ等の発生等により生じた影響の緩和のために必要な支援及び対策 	

① 実施体制		
準備期	初動期	対応期
<p><u>(1) 実践的な訓練の実施</u> ・国及び県行動計画の内容を踏まえた実践的な訓練の実施</p> <p><u>(2) 市行動計画等の見直し</u> ・必要に応じ市行動計画を変更する際には、有識者会議を開催</p> <p><u>(3) 関係団体との連携強化</u> ・平時から情報共有、連携体制を構築</p>	<p><u>(1) 新型インフルエンザ等の発生確認の場合</u> ・国が政府対策本部や県が県対策本部を設置した場合、必要に応じて市対策本部を設置</p> <p><u>(2) 迅速な対策に必要な予算確保</u> ・国の財政支援を有効に活用</p>	<p><u>(1) 職員の派遣・応援の要請</u> ・必要に応じて、県に対して事務の代行要請や近隣市や県に対して応援を要請</p> <p><u>(2) 必要な財政上の措置</u> ・国の財政支援を有効に活用</p> <p><u>(3) 市対策本部の設置</u> ・緊急事態宣言がなされた場合、直ぐに市対策本部を設置</p> <p><u>(4) 市対策本部の廃止</u> ・緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止</p>

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
準備期	初動期～対応期
<p><u>(1) 感染対策等の情報提供・共有</u> ・マスク、手洗い等の基本的な感染対策等について、保育施設、学校、高齢者施設、障害者施設等広く市民に対して丁寧に情報提供・共有 ・高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等へ配慮した媒体や方法を整理</p> <p><u>(2) 偏見・差別、偽・誤情報の啓発</u> ・感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ること等を周知</p> <p><u>(3) 双方向のコミュニケーションの体制整備</u> ・国からの要請を受け、コールセンター等の設置準備</p>	<p><u>(1) 感染対策等の情報提供・共有</u> ・準備期を踏まえ、あらゆる情報媒体を活用 ・市民の行動変容等に資する啓発・メッセージを発信 ・情報等を集約、総覧できるウェブサイトの立ち上げ</p> <p><u>(2) 偏見・差別、偽・誤情報の啓発</u> ・偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、正確な情報を発信</p> <p><u>(3) 双方向のコミュニケーションの実施</u> ・国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民向けのコールセンター等の設置 ・相談体制の継続</p> <p><u>(4) 感染症対策の見直しに伴う説明</u> ・対応期においては、不要不急の外出自粛等、早期の感染拡大防止に必要な対策を科学的根拠に基づき説明 ・感染拡大防止措置等の見直しについて、高齢者や子ども等に配慮し、分かりやすく説明 ・平時の移行に伴う医療提供体制や感染対策の見直し等について、丁寧に情報提供</p>

③ まん延防止		
準備期	初動期	対応期
<p>(1)市民等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に対して基本的な感染対策の啓発 有事の対応等について平時から市民の理解促進 	<p>(1)国内でのまん延防止対策の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 国からの要請を受け、業務継続計画に基づく対応の準備 	<p>(1)国内でのまん延防止対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> マスク、手洗い等の基本的な感染対策等について市民に要請 施設等の使用制限 学級閉鎖・休校等

④ ワクチン		
準備期	初動期	対応期
<p>(1)ワクチン接種の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防接種に必要な資材の確保方法等の確認 <p>(2)ワクチンの供給体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定 <p>(3)接種体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師会等の関係者と連携し、必要人員、会場、資材等を含めた接種体制を想定 <p>(4)予防接種に関する情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防接種について、被接種者やその保護者等にわかりやすい情報提供 予防接種健康被害救済制度の周知 <p>(5)DX の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が示す予防接種関係のシステムの整備 スマートフォン等を活用した接種勧奨 	<p>(1)接種体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師会や医療機関等の協力を得ながら、接種会場や医療従事者等の確保等 接種会場で接種が困難な者が接種を受けられるよう、県、医師会等の関係機関と連携 	<p>(1)ワクチンや資材の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチンの割り当て調整 <p>(2)接種体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員、医療従事者等に対する特定接種 接種状況を踏まえ、接種会場の追加の検討 <p>(3)健康被害救済</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防接種健康被害救済制度申請の受付及び相談等への対応 <p>(4)予防接種に係る情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施する予防接種の接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等の情報と併せて国からの提供・共有された予防接種に関する情報を市民に周知・共有 市民からの基本的な相談への対応

⑤ 保健	
準備期	初動期～対応期
<p><u>(1)人材育成</u> ・国や県の研修等を積極的に活用</p> <p><u>(2)多様な主体との連携体制構築</u> ・平時から県、消防機関等の関係機関、医療関係団体と意見交換や必要な調整等を行い、連携を強化</p> <p><u>(3)情報提供・共有体制を整備</u> ・感染症有事の際に、速やかに市民へ情報提供・共有できる体制構築の準備</p>	<p><u>(1)感染症有事体制へ移行</u> ・役割に応じた感染症対応業務 ・健康相談の強化 ・県等の要請による健康観察、生活支援の実施</p> <p><u>(2)情報発信・共有の実施</u> ・市民への情報提供・共有の実施</p>

⑥ 物資	
準備期	初動期～対応期
<p><u>(1)感染症対策物資等の備蓄等</u> ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄し、備蓄状況を確認</p>	<p><u>(1)感染症対策物資等の備蓄状況の確認及び供給</u> ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄状況等を確認し、必要な方に供給</p>

⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保		
準備期	初動期	対応期
<p><u>(1)情報共有体制の整備</u> ・関係機関との情報共有体制を整備</p> <p><u>(2)支援の実施に係る仕組みの整備</u> ・新型インフルエンザ等発生時の支援金給付等について DX を推進して仕組みを整備</p> <p><u>(3)物資及び資材の備蓄</u> ・感染症対策物資等、食料品及び生活必需品等の備蓄</p> <p><u>(4)要配慮者への支援準備</u> ・県と連携し、要配慮者への生活支援等を事前に規定</p> <p><u>(5)火葬体制の構築</u> ・火葬の適切な実施の調整</p>	<p><u>(1)事業継続に向けた準備の要請</u> ・各事業者に感染拡大防止策の準備の呼びかけ</p> <p><u>(2)生活物資等の安定供給に関する市民及び事業者への呼び掛け</u> ・適切な消費行動の呼びかけ</p> <p><u>(3)遺体の火葬・安置</u> ・国の要請を受け、一時的に遺体を安置できる施設の確保の準備</p>	<p><u>(1)心身への影響に関する施策</u> ・まん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮した施策の実施</p> <p><u>(2)生活支援を要する者への支援</u> ・要配慮者等に必要な支援の実施</p> <p><u>(3)教育及び学びの継続に関する支援</u> ・まん延防止策等により学校の使用制限や長期休業等があった場合、必要な支援の実施</p> <p><u>(4)生活関連物資等の価格の安定等</u> ・必要に応じ、関係業界団体等に生活関連物資等の供給の確保や便乗値上げ防止の要請 ・必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実</p>

第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の1から5までの視点は複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。国、県や関係機関との連携を通じて、一丸となって推進していくことが重要である。

それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

1. 人材育成
2. 国、県や近隣自治体等との連携
3. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
4. 研究開発への支援
5. 国際的な連携

1. 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

2. 国、県や近隣自治体等との連携

感染症危機対応では、国が基本的な方針を策定し、県は関係法令に基づく実務を担い、市は基本的対処方針に基づき的確に対策を実施するといった適切な役割分担が重要である。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国や県と共同で訓練の実施や意見交換などで平時から連携体制を構築しておく。

さらに、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は隣接する自治体や朝霞保健所との連携も想定される。こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

3. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

感染症危機対応には、DXの推進や技術革新による対応能力の強化が重要となる。このため、国は、国と地方公共団体、行政機関と医療機関等の情報収集・共有・分析基盤の整備、保健所や医療機関等の事務負担軽減による対応能力の強化、予防接種事務のデジタル化や標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテの標準化等の医療DX推進の取組を行い、将来的には、電子カルテと発生届の連携や臨床情報の研究開発への活用に取り

り組む。

市としては、国、県と近隣自治体、行政機関と医療機関等情報収集・共有、分析の基盤の整備に協力していくことが重要である。

4. 研究開発への支援

感染症危機対応の初期段階から研究開発や臨床研究等を推進し、ワクチンや診断薬、治療薬等の早期実用化につなげることが重要である。このため、国は、平時から、感染症有事における研究開発につながるよう、医療機関や研究機関、製薬企業等のネットワークを構築し、企業等の研究開発を支援する。また、初期段階から国が中心となり、疫学・臨床情報等を収集し、関係機関での臨床研究・研究開発に活用する。

市としては、研究開発のための国の求めに応じ、国と連携・協力していく。

5. 国際的な連携

感染症危機は国境を越えてグローバルに広がることから、対応に当たっては国際的な連携が不可欠となる。国は、国際社会の一員として積極的役割を果たし、国境を越えて拡大する感染症に対処する。具体的には、国際機関や外国政府、研究機関等と連携し、平時の情報収集（新興感染症等の発生動向把握や初発事例の探知）や、感染症有事の情報収集（機動的な水際対策の実施や研究開発への活用）を行う。

市としては、新型インフルエンザ等対策に関連して、国内外の発生動向及び国際的な動向を把握するとともに、国が国際的な連携を図るために、平時から市が果たすべき役割や連携体制について明確化していくことが重要である。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組

第1節 市行動計画の実効性の確保

1. 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。

市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

また、県が実施する訓練に参加し、関係機関同士の強固な連結を推進するとともに、連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等の確認を通じて、感染症有事の際の迅速な体制移行及び感染症対策の実行につなげることをとする。

2. 市行動計画の見直し

国においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるとしている。

市は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じて市行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画等が見直された場合は、必要に応じて市行動計画の見直しを行う。

市行動計画の見直しに当たっては、連携を深める観点から、国及び県から提供される市行動計画の充実に資する情報を参考にする。

3. 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

新型インフルエンザ等はいつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制²¹

第1節 準備期

1. 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、国・県・指定（地方）公共機関等と連携して取組を推進することが重要である。そのため、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

2. 所要の対応

（1）実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容も踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

（2）市行動計画等の作成や体制整備・強化

① 市は、市行動計画を作成・変更する。

市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者などの有識者の意見を聴く²²。

② 市は新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

③ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに市対策本部を立ち上げることができるよう、特措法の定めのほか、必要な事項を条例で定める。

④ 市は、新型インフルエンザ等発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との平時からの情報交換を行い、連携強化や役割分担に関する調整を行う。

⑤ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。

²¹ 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）

²² 特措法第8条第7項及び第8項

（3）関係機関との連携の強化

- ① 市は、国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の業界団体等の関係機関との情報交換や連携を図る。

第2節 初動期

1. 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策本部を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2. 所要の対応

（1）新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 市は、必要に応じて、第1節（準備期）（2）を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

（2）迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、国の財政支援²³を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する²⁴ことを検討し、所要の準備を行う。

²³ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

²⁴ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能

第3節 対応期

1. 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し見直すとともに、特に医療の逼迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

2. 所要の対応

(1) 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後も感染拡大状況や市民生活及び市民経済状況等に応じて、適切な体制となるよう見直しながら速やかに以下の対応を行う。

① 対策の実施体制

ア 市は、市内の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備した上で、保健所等が収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。対策については、現場からの意見を踏まえ、市対策本部にて方針を協議し、決定する。

イ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

② 職員の派遣・応援への対応

ア 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策²⁵の事務の代行²⁶を要請することができる。

イ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県又は他の市町村に対して応援を求める。

③ 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援²⁷を有効に活用するとともに、必要に応じ

²⁵ 特措法第2条第2号の2

²⁶ 特措法第26条の2第1項

²⁷ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

○各部の任務分担（令和8年4月1日時点）

市対策本部設置後、各部は以下の役割分担に基づき、市民の生命と健康を守り、安心安全な生活の確保を図る。

なお、職員の健康状態等を勘案し、各部の業務遂行に支障を来す場合は、各部間における連携体制により対応する。

担 当 部	主な対策業務
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 市対策本部から所管する事務として命ぜられる事務の実施に関する事 ● 市の業務継続に関する事 ● 関係機関・団体との連絡、調整、協議に関する事 ● 所管施設の感染予防対策、機能維持、業務縮小の要請等に関する事 ● 職員の感染予防対策と罹患状況の把握に関する事
秘書企画部	<ul style="list-style-type: none"> ● 報道機関との連絡、調整に関する事 ● 感染予防対策の周知、社会不安とパニック防止のための市民に対する適正な情報提供に関する事 (広報、ホームページ、防災無線、回覧等による情報の提供) ● 住民情報システム等の維持管理に関する事
財務部	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等対策の予算に関する事 ● 庁舎内の感染予防対策の実施に関する事 ● 庁舎の警備及び車両の確保に関する事
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権に関わる啓発、相談に関する事 ● 職員研修の実施に関する事 ● 職員の服務、参集状況の把握に関する事 (安全対策、在宅勤務、交代勤務、職員の配置) ● 職員の感染予防対策、罹患状況の把握に関する事 ● 文化施設及び集会施設等における感染予防対策、事業活動の自粛に関する事 ● 不特定多数の集会等の自粛に関する事 ● 戸籍など届出窓口の確保に関する事 ● 火葬、埋葬の許可に関する事 ● 死亡届受理事務に関する事
環境経済部	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの排出抑制に関する事 ● ごみ、し尿、廃棄物処理の業務履行に関する事 ● 動物等の不審死の対応、家畜防疫に関する事 ● 遺体の一時安置、保管に関する事 ● 災害用非常食の備蓄と提供の体制整備に関する事 ● 電気、ガス、水道等のライフライン供給体制等の連絡調整及び情報収集に関する事 ● 市内小売業団体の協力要請に関する事（生活必需品の入荷） ● 食料品、生活必需品等の物資の供給や流通の安定に

	<p>関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業所の感染予防対策、事業活動の自粛等に関する こと ● その他の市民生活・経済活動に関する こと
<p>福祉部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスの継続提供に関する こと ● 社会福祉協議会、日本赤十字社等との連絡、調整に 関すること ● 社会福祉施設等における感染予防対策、感染拡大防 止対策に関する こと ● 社会福祉施設等の従業員に感染時の出勤停止と受診 勧告に関する こと ● 要援護者（独居家庭、障害者等）の把握に関する こと ● 要援護者に対する生活支援（見回り、介護、訪問看 護、訪問診療、食事の提供等）に関する こと ● 保護を要する子どもたちへの対策に関する こと ● 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等での感 染予防対策に関する こと ● 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等での罹 患者の把握、報告に関する こと ● 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の運営 保持に関する こと ● 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の感染 拡大時の閉鎖に関する こと
<p>健康推進部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者福祉サービスの継続提供に関する こと ● 高齢者社会福祉施設等における感染予防対策、感染 拡大防止対策に関する こと ● 高齢者社会福祉施設等の従業員に感染時の出勤停止 と受診勧告に関する こと ● 要援護者（高齢者等）の把握に関する こと ● 高齢者に対する生活支援（見回り、介護、訪問看 護、訪問診療、食事の提供等）に関する こと ● 市対策本部の設置及び運営に関する こと ● 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関する こと ● 国、県との連絡調整に関する こと ● 医師会その他の医療機関との連絡調整に関する こと ● 相談窓口の設置（精神的ケアも含む）に関する こと ● 特定接種（市実施分）の実施に関する こと ● 住民接種の実施に関する こと ● 在宅療養者支援に関する こと ● 新型インフルエンザ等対策に必要な資器材等に関する こと ● その他、保健・医療活動に関する こと

第3部 第1章 実施体制 (対応期)

都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園等の集客施設の利用自粛に関する事 ● 所管施設における感染予防対策に関する事
教育部 教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校での感染予防対策に関する事 ● 小中学校の罹患者の把握、報告に関する事 ● 新型インフルエンザ等と疑われる症状がある児童・生徒への受診の指導に関する事 ● 小中学校の感染拡大時の閉鎖に関する事 ● 流行地域またはその周辺地域からの編入児童・生徒の受け入れの協議に関する事 ● 社会教育施設等における感染予防対策に関する事 ● 社会教育施設等の利用自粛に関する事
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ● 対策に必要な現金及び物品の出納に関する事
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 議会への情報提供及び連絡調整に関する事
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査委員への情報提供及び連絡調整に関する事

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション³¹

第1節 準備期

1. 目的

感染症危機において、対策が効果的に行われるためには、国、県、市、医療機関、市民、事業者等が感染症のリスク情報とその見方の共有等を進めることで、それぞれが適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は国、県と連携して、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発に努める。感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

2. 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

① 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、熱中症対策も勘案しながら各種媒体を活用し、市民等に情報提供・共有を行う³²。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、関係部が互いに連携しながら感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

② 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

③ 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、急速な AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように各種媒体を活用

³¹ 特措法第8条第2項第2号イ(新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供)

³² 特措法第13条第1項

した偽・誤情報に関する啓発を行う。

(2) 新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有体制の整備等

① 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた市民等へのタイムリーかつ分かりやすい情報提供・共有方法やコールセンター等の設置をはじめとした市民等からの相談体制の構築方法、リスクコミュニケーションのあり方等についてあらかじめ検討を行う。

あわせて、有事に速やかに感染症情報を市民が情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等が必要な情報を入手できるよう適切な配慮をした情報提供・共有体制を構築できるようにする。

② 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理する。

第2節 初動期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、SNSやAI技術等による偽・誤情報の拡散に留意しつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消に努める。

2. 所要の対応

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、必要な情報について迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行う。

- ② 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、新型インフルエンザ等に関する情報を総覧できるウェブサイトを立ち上げる。
- ③ 市は、市民等に対し感染症の特性や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。特に、発生状況等に関する情報については国から示される公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、情報提供・共有を行う。
- ④ 市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県との情報提供や情報の共有を行う。

（2）偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

また、市は、科学的根拠が不確かな情報や偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう適切に対処する。

（3）双方向のコミュニケーションの実施

市は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q & Aの公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じてDXを積極的に活用しながら、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

第3節 対応期

1. 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2. 所要の対応

（1）情報提供・共有

① 迅速かつ一体的な情報提供・共有

ア 市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、必要な情報について迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行う。

イ 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、新型インフルエンザ等に関する情報を総覧できるウェブサイトを立ち上げる。

ウ 市は、市民等に対し、感染症の特性や発生状況等の科学的知見等について分かりやすく情報提供・共有を行う。特に、発生状況等に関する情報については、国から示される公表基準等を踏まえ、個人

情報やプライバシーの保護に留意しつつ情報提供・共有を行う。

エ 市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県からの情報提供を受け、情報の共有を行う。

② 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

また、市は、科学的根拠が不確かな情報や偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう適切に対処する。

③ 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q & Aの公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じてDXを積極的に活用しながら、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

(2) リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

① 発生の初期段階

ア 市は、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状等について限られた知見しか把握していない場合はその旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

イ 市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなることを適切に情報提供・共有する。

ウ 県が県民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求めるときには、高齢者など外出自粛をすることによってフレイルの進行等の影響が出る場合もあることから、市において一律に市民に要請をするのではなく、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

② 病原体の性状等に応じて対応する時期

ア 病原体の性状等を踏まえたリスクに基づく対策の説明

病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大防止措

置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるように、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め分かりやすく説明を行う。

イ こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、市は、市民等に対し、当該対策を実施する理由等について可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について理解・協力を得る。

③ 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

市は、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、市民等に対し丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

第3章 まん延防止³³

第1節 準備期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止措置による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

2. 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策において想定される対策の内容やその意義について周知・広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- ② 市、学校、高齢者施設等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ③ 市は県と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

³³ 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）

第2節 初動期

1. 目的

新型インフルエンザ等が発生した際に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数、入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2. 所要の対応

（1）市内でのまん延防止対策の準備

- ① 市は、国及び県からの要請を受けて、市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

1. 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を守る。その際、市民生活及び市民経済への影響も十分考慮する。

また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置をはじめとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活及び市民経済への影響の軽減を図る。

2. 所要の対応

(1) まん延防止対策の内容

市は、国・県及びJ I H S（国立健康危機管理研究機構）による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状、変異状況、感染状況及び市民の免疫の獲得状況等に応じた適切なまん延防止対策を講ずる。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活や市民経済への影響も十分考慮するとともに、市民や事業者の理解促進を図るため適切な情報発信を行う。

① 患者や濃厚接触者以外の市民、事業者に対する要請等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

② 施設等の使用制限

緊急事態措置等が行われた場合、措置内容を踏まえ、学校や市施設等の多数の者が利用する施設について、使用制限や停止等の対応を行う。また、使用制限に伴う市施設等の運用の整理・対応を行う。

③ 学級閉鎖・休校等

国等からの情報を踏まえ、学校・保育施設等における感染対策に資する情報の提供・共有を行うとともに、対策を実施する。なお、学校において、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業³⁴（学級閉鎖、学年閉鎖、または休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行う。また、保育施設等の運営・運用の基準等を検討・整理するなど、適切に対応する。

³⁴ 学校保健安全法第20条

第4章 ワクチン³⁵

第1節 準備期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施されるよう、平時から着実に準備を進める。

2. 所要の対応

(1) ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

準備品	医師・看護師用物品
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、関係機関と相談の上、準備を行う。 ・ 血圧計 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	文房具類
	<input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> 日付印、各種印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	会場設営物品
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

³⁵ 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）

（2）ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をする。また、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

（3）基準に該当する事業者の登録等（特定接種³⁶の場合）

① 登録事業者の登録に係る周知

市は、特定接種に係る事業者の要件や登録手続きについて、国が行う市内事業者に対する周知に協力する。

② 登録事業者の登録

市は、国の定める基準に該当する事業者を登録事業者として登録する手続きについて、必要に応じ、国に協力する。

（4）接種体制の構築

① 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の医療関係団体等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を平時から進める。

② 特定接種（国が緊急の必要があると認める場合に限る）

ア 市は、特定接種の対象となり得る者（対策の実施に携わる市の職員）に対し、集団的な接種を原則とした速やかな特定接種が実施できるように、接種体制を構築する。

イ 特定接種の対象となり得る市の職員については、市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

③ 住民接種³⁷

平時から以下アからウまでのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

ア 市は、国等の協力を得ながら市民に対し速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る³⁸。

（ア）市は、住民接種については厚生労働省及び県の協力を得ながら希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列

³⁶ 特措法第28条

³⁷ 特措法第27条の2

³⁸ 予防接種法第6条第3項

挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。

- i 接種対象者数
- ii 市の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県及び市町間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する市民への周知方法の策定

（イ）市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、接種体制を検討する。

○接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E 1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E 2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生 中学生 高校生	人口統計（6-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を徐いた人数	H	$A - (B + C + D + E 1 + E 2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満）が接種不可の場合、その保護者を接種対象として試算する。

- (ウ) 市は、医療従事者の確保について、接種方法や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。
- (エ) 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。
- イ 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- ウ 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(5) 情報提供・共有

① 市民への対応

WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」（ワクチン忌避）が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期的予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、予防接種健康被害救済制度に関する周知や被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

② 市及び県における対応

市は、定期的予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行い、県は、こうした市の取組を支援することとなる。

③ 衛生部局以外の分野との連携

市衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠である。そのため、市衛生部局は、市教育委員会等との連携を進め、予防接種に関する情報の周知を市教育委員

会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

（6）DXの推進

市は、市が活用する予防接種関係のシステムが国が整備するシステム基盤と連携することで予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って当該システムの整備を行う。

市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるようにし、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

1. 目的

発生した新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、国の方針に基づいて速やかな予防接種を推進する。

2. 所要の対応

(1) ワクチンの接種に必要な資材

市は、第4章第1節において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

(2) 接種体制の構築

① 接種体制

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。

② 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び市は医師会等の協力を得てその確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

③ 住民接種

ア 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

イ 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で全庁的な実施体制の確保を行う。

ウ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位並びに内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障害保健福祉部局又は保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入

力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど業務負担の軽減策も検討する。

エ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は医師会等の協力を得て、その確保を図る。

オ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所、保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、県においては、市の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。

カ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

キ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

ク 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おく（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）。その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。

ケ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等

に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防署の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防署と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることか

ら、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

○接種会場において必要と想定される物品

準備品	医師・看護師用物品
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、関係機関と相談の上、準備を行う。 ・ 血圧計 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	文房具類
	<input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> 日付印、各種印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	会場設営物品
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

コ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲

げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。

サ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第3節 対応期

1. 目的

ワクチンの迅速な接種を推進するとともに、ワクチン接種の症状等の情報収集についても国に協力し、健康被害の迅速な救済につなげる。

接種体制については、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持するとともに、国の考え方やその時点における医療体制の状況等を踏まえ、市民等に適切に接種が行われるよう配慮する。

2. 所要の対応

(1) ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、予防接種（ワクチン）に関するガイドラインを踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- ④ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

(2) 接種体制の構築

① 接種体制

ア 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

イ 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国により追加接種の実施が判断された場合についても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国及び医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

② 特定接種

ア 市職員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員に対して集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

③ 住民接種

ア 予防接種体制の構築

(ア) 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき具体的な接種体制の構築を進める。

(イ) 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

(ウ) 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

(エ) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

(オ) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

(カ) 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

イ 接種に関する情報提供・共有

(ア) 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受け、国に対し接種に関する情報提供・共有を行う。

(イ) 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマ

ートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

- (ウ) 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

ウ 接種体制の拡充

- (ア) 市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

エ 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるようにする。また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるように、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(3) 副反応疑い報告等

① ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、国との連携のもと、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報、最新の科学的知見、海外の動向等の情報収集に努め、市民等への適切な情報提供・共有を行う。

② 健康被害救済

ア 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。

イ 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。

ウ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(4) 情報提供・共有

ア 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副

反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

イ 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。

ウ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

① 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況やワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など接種に必要な情報を提供する。

② 住民接種に係る対応

ア 市は、実施主体として市民からの基本的な相談に応じる。

イ 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

（ア）新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。

（イ）ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。

（ウ）ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。

（エ）平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

ウ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は次のような点に留意する。

（ア）接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。

（イ）ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。

（エ）接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応すべきかについて分かりやすく伝える。

第5章 保健

第1節 準備期

1. 目的

市は、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事においてその機能を果たすことができるようにする。

2. 所要の対応

（1）人材育成及び連携体制の構築

① 人材育成

市は、新型インフルエンザ等の発生及びまん延に備え、国や県の研修等を積極的に活用し、人材育成に努める。

② 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え県連携協議会等を活用し、平時から保健所や衛生研究所等のみならず、県、消防機関等の関係機関、医療関係団体と意見交換や必要な調整等を行い、連携を強化する。

さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、病床のひっ迫状況等により陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、市は、関係機関と連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

（2）地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

① 市は、国から提供された情報や媒体を活用しながら県と連携し、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンター等の設置をはじめとした市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方などについてあらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。

② 市は、感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

③ 市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった情報提供・共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報提供・共有ができるよう、平時における感染症情報の提供・共有においても適切に配慮する。

第2節 初動期

1. 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に有事体制を整備することが重要である。

市民に対して、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、市民等の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2. 対応

（1）有事体制への移行準備

- ① 市は、保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、県からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。
- ② 市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q & Aの公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク認識や対策の意義を共有する。

第3節 対応期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、保健所及び衛生研究所等が定める健康危機対処計画等、準備期に整理した市、医療機関等の関係機関、関係団体等との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び衛生研究所等が求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関等が連携して感染症危機に対応することで市民の生命及び健康を守る。

その際、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、市内の状況に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

2. 所要の対応

(1) 有事体制への移行

- ① 市は、感染症有事体制を確立するにあたっては、県等からの要請³⁹を受けて必要な協力を行う。
- ② 市は、全庁を挙げた応援体制をとる。

(2) 主な対応業務の実施

市は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して感染症対応業務に当たる。

① 相談対応

- ア 市は、市民健康相談を強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。
- イ 市は、症例定義に該当する有症状者は、まず帰国者・接触者相談センター、保健センター等に電話により問い合わせること等をインターネット、ポスター、広報等を活用し、市民等に広く周知する。

② 健康観察及び生活支援

- ア 市は、県が実施する健康観察に協力する⁴⁰。
- イ 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受け、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供及びパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する⁴¹。なお、協力の際は、県に対し自宅療養者等への支援を行うにあたって必要となる患者情報等について提供を求める⁴²。

³⁹ 感染症法第16条第2項

⁴⁰ 感染症法第44条の3第9項

⁴¹ 感染症法第44条の3第9項

⁴² 感染症法第44条の3第10項

③ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

ア 市は、新型インフルエンザ等に関する情報や感染時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

イ 市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行う。

第6章 物資⁴³

第1節 準備期

1. 目的

感染症対策物資等は、有事において、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

2. 所要の対応

（1）感染症対策物資等の備蓄等

市は、市行動計画等に基づき、各所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する⁴⁴。なお、上記の備蓄等については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁴⁵。

⁴³ 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）

⁴⁴ 特措法第10条

⁴⁵ 特措法第11条

第2節 初動期

1. 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備を行う。

2. 所要の対応

（1）感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、準備期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。

第3節 対応期

1. 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、必要な感染症対策物資等を確保するとともに、円滑な供給に向けた対応を行う。

2. 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄状況の確認及び供給

市は、初動期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保⁴⁶

第1節 準備期

1. 目的

新型インフルエンザ等発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら市民及び事業者に対し適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民経済の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び市民経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

2. 所要の対応

（1）情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内関係部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

（2）支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等についてDXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

（3）物資及び資材の備蓄

① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁴⁷。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁴⁸。

② 市は、市民や事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うこと

⁴⁶ 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）

⁴⁷ 特措法第10条

⁴⁸ 特措法第11条

を勧奨する。

（4）生活支援を要する者への支援等の準備

- ① 市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。

（5）火葬体制の構築

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

第2節 初動期

1. 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え必要な対策の準備等を行い、市民及び事業者に事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民経済の安定を確保する。

2. 所要の対応

（1）事業継続に向けた準備等の要請

市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえた感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。

（2）生活関連物資等の安定供給に関する市民及び事業者への呼び掛け

市は、市民及び事業者に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動と呼び掛ける。

（3）遺体の火葬・安置

市は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

1. 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び市民経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民経済の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び市民経済の安定を確保する。

2. 所要の対応

（1）市民生活の安定の確保を対象とした対応

① 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け

市は、市民及び事業者に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

② 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

③ 生活支援を要する者への支援

市は、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

④ 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁴⁹やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

⑤ サービス水準に係る市民への周知

市は、必要に応じて、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時において事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。

⑥ 生活関連物資等の価格の安定等

ア 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等

⁴⁹ 特措法第45条第2項

に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- イ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ウ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき適切な措置を講じる。
- エ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上、重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる⁵⁰。

⑦ 埋葬・火葬の特例等

- ア 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- イ 市は、県を通じた国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ウ あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- エ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- オ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

（2）市民経済の安定の確保を対象とした対応

① 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和

⁵⁰ 特措法第59条

し、市民の生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を公平性にも留意し、効果的に講ずる。

② 市民の生活及び市民経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、必要な措置を講ずる。

ア ごみ収集・処理

一般廃棄物の収集・運搬・処理が適切にできるための必要な措置

イ 水道の供給

上水、工業用水を安定かつ適切に供給するための必要な措置

（3）市民生活及び市民経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び市民経済への影響に対し、新型インフルエンザ等感染拡大防止と市民経済を両立させるため、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

資料編 桶川市新型インフルエンザ等対策本部条例

桶川市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月27日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、桶川市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。
- 2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
 - 3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
 - 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 5 前項の職員は、市職員のうちから市長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第35条第4項の規定により、国の職員、埼玉県職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
 - 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
 - 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

資料編 桶川市新型インフルエンザ等対策本部に関する規程

桶川市新型インフルエンザ等対策本部に関する規程

平成25年5月8日規程第2号

改正

平成26年3月28日規程第1号

令和8年3月31日規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、桶川市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年桶川市条例第15号。以下、「条例」という。）第5条の規定に基づき、桶川市新型インフルエンザ等対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の責務)

第2条 全ての職員は、市民の生命を守るため、本部の活動に協力しなければならない。

(本部の設置及び廃止)

第3条 本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第8条の規定による桶川市新型インフルエンザ対策行動計画の定めるところにより、市長が設置するものとし、感染の拡大のおそれが解消し、かつ、感染に対する被害対策がおおむね完了したときに廃止するものとする。

(本部長等)

第4条 本部に、次の各号に掲げる職を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)市長
- (2) 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)副市長
- (3) 新型インフルエンザ等対策本部長付 教育長
- (4) 新型インフルエンザ等対策本部員 桶川市部設置条例（平成9年桶川市条例第15号）に規定する部の長、会計管理者、議会事務局長及び教育部長並びに埼玉県央広域消防本部の消防長又はその指名する消防吏員

(本部会議)

第5条 本部に、感染予防対策、感染拡大予防対策等の総合的な基本方針を決定するため、本部会議を置く。

- 2 本部会議は、前条各号に規定する職にある者で構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。
- 4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(分掌事務)

第6条 条例第4条第1項に規定する部において分掌する事務は、別に定める。

(動員計画)

第7条 職員の動員計画は、別に定める。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策活動の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年規程第1号抄)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和8年規程第2号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

用語集

用語	内容
インフォデミック	信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。
衛生研究所等	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関(当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。)のこと。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第6条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、个人防护具(着用することによって病原体等に基づく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。なお、その他の物資には、例えば消毒液等(医薬品でないもの)が含まれる。
感染症有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
帰国者・接触者相談センター	発生病から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、新型インフルエンザ等専用外来(帰国者・接触者外来)に紹介するための相談センター。市民からの一般的な問合せに対応する「相談窓口」とは異なる。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。

業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
国立健康危機管理研究機構(JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

埼玉版 FEMA	発生が想定される危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めて、平時から訓練を繰り返すことによって、関係機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力を強化しようとする取組。感染症危機対応において、埼玉版 FEMA は、本行動計画の実効性を確保するため、主体的な役割を果たすべき取組として位置付けており、連携協議会の委員を含め、全てのステークホルダーが不断に訓練を繰り返すことにより 関係機関同士の強固な連結を推進し、連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を確認する。
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症(COVID19。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年(2020年)1月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるもの。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

特定接種	<p>特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。</p> <p>特定接種の対象となり得る者は、</p> <p>①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの(登録事業者)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)</p> <p>② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員。</p> <p>③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員。</p>
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
平時	患者発生後の対応時以外の状態(準備期)。
まん延防止等重点措置	<p>特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。</p>
予防計画	感染症法第10条に規定する県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。県では、地域保健医療計画の一部(第3部第2章第5節 感染症医療)として策定している。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
リテラシー	情報を適切に理解・解釈し活用する能力のこと。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

PDCA	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
WHO	(World Health Organization:世界保健機関) 「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。(WHO憲章第1条)」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で、国際的に重要な役割を担っている。新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

桶川市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行日 令和8年3月改定

発行 桶川市

住所 〒363-0024 埼玉県桶川市鴨川1丁目4番1号

電話 048-786-1855

F A X 048-786-0096

U R L kenko@city.okegawa.lg.jp

編集・制作 桶川市健康推進部健康増進課